

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成 31 年 3 月 29日
発信課 担当者	建築部建築総務課住宅政策係 本地
連絡先	電 話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	一般住宅専有部 : 7月 1日(月) ~ 7月 12日(金) 分譲マンション共用部 : 7月 1日(月) ~ 7月 12日(金)
発表項目	2019年度 旭川市やさしさ住宅補助金の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて住宅の専有部及び分譲マンション共用部分のバリアフリー化工事を行う場合にその費用の一部を補助しています。</p> <p>高齢化社会を迎え、高齢者が安全に暮らすためのリフォームに対する補助金は、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。</p> <p>つきましては、より多くの市民の皆様の本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等の申請書類を御用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4月1日から6月30日までの期間での掲載について重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 対 象 旭川市内にある60歳以上の方が住んでいる住宅 申請される方が旭川市税を完納されている方 ※分譲マンション共用部分についてはパンフレットを御覧ください。</p> <p>2 対象工事 バリアフリー化工事 ※要介護(要支援)認定者や、障害者等が住む住宅でバリアフリー化工事を行う場合は、対象外になることがあります。 ※既に契約や着工している工事は対象になりません</p> <p>3 補 助 額 一般住宅 : 一律10万円(対象工事費30万円以上で申請可能) 分譲マンション : 対象工事費の1/3で上限50万円 (対象工事費30万円以上で申請可能)</p> <p>4 募集予算枠 一般住宅 : 750万円 分譲マンション : 100万円 ※詳細については、別添のパンフレットを御覧ください。</p> <p>5 申請受付期間 上記参照</p> <p>6 申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎4階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p>
添付資料	有 ●2019年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内(パンフレット) ●2019年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内(マンション共用部分バリアフリー化)(パンフレット)
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

2019年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内

高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる
住まいづくりを考えて住宅のバリアフリー化工事を行
う場合に、その費用の一部を補助します。



対象者 対象住宅

- ◆ 旭川市内にある60歳以上の方(申請者)が住んでいる住宅であること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 平成21年度以降に本市のやさしさ住宅補助制度を利用した場合や、
今年度に本市の「住宅改修補助制度」や「住宅雪対策補助制度」を利用する場合は利用できません。
※ 空き家・別荘・公営住宅・高齢者等施設は対象外です。 その他詳細は Q&A を御確認ください

対象工事

- ◆ バリアフリー化工事（手すりの設置や段差の解消など）
※ 補助対象工事費が30万円以上の工事から申込みできます。

※ 対象工事の詳細については「旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準」を御覧ください。
※ 補助金交付決定後に、市内に営業所等を置く建築関連事業者と工事請負契約・着手する工事が対象です。
※ 次に該当する工事は対象になりません。
・すでに工事請負契約や着手をしている工事
・国や北海道などで実施する補助制度を利用する場合、その制度で補助を受ける工事
・対象となる住宅に次の①～③に該当する方が住んでいる場合、①～③のそれぞれの事業の支給対象工事
① 要支援・要介護認定者 [担当：介護保険課]
② 重度身体障がい者(下肢又は体幹機能障害3級以上の方) [担当：障害福祉課]
③ 難病患者(対象疾患による障がいがある方) [担当：障害福祉課]

補助金額

- ◆ 10万円（一律）

募集内容

【受付期間】 2019年7月1日（月）～7月12日（金）

【募集予算額】 750万円 【抽選日】 7月19日（金）

※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。

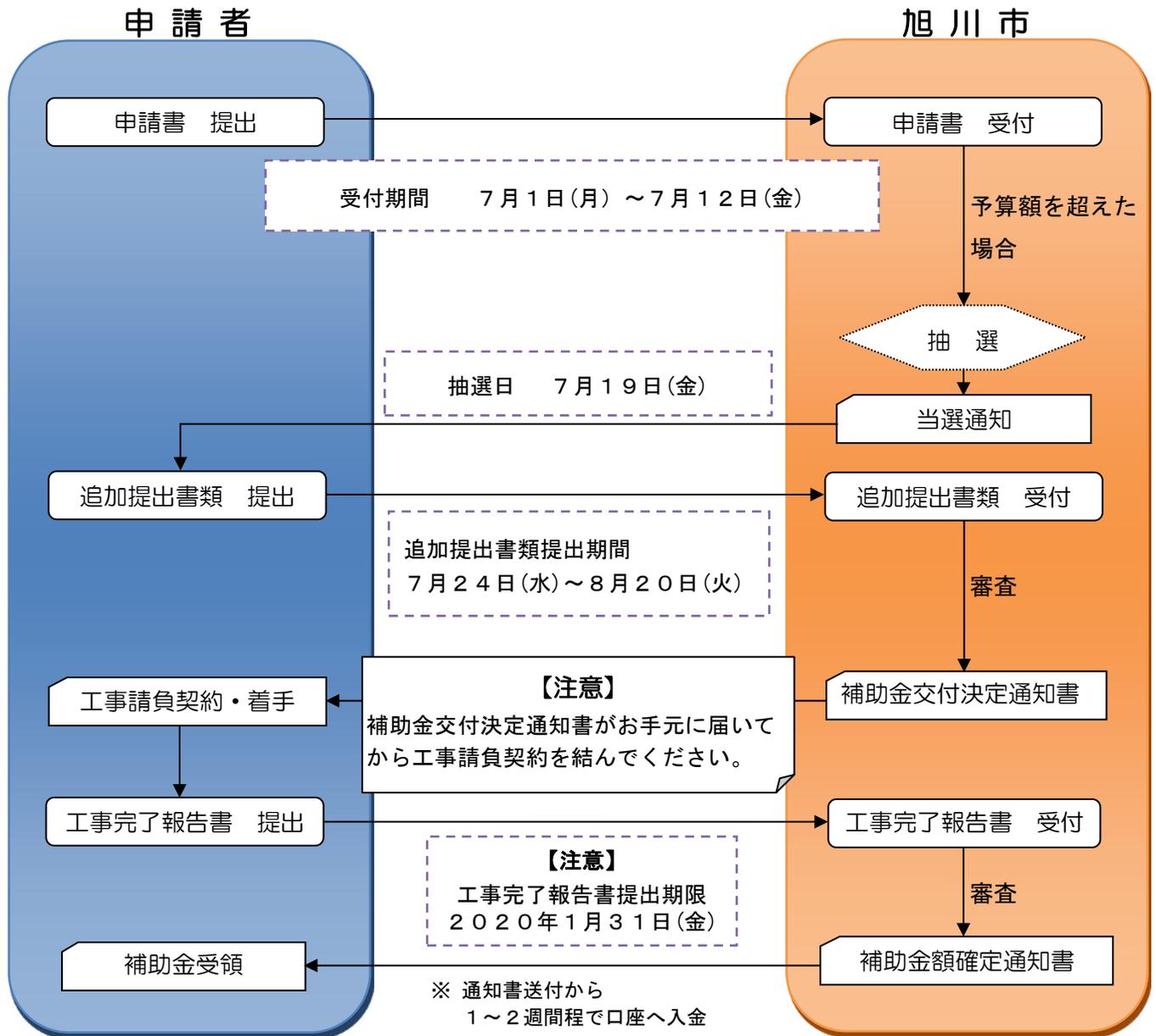
※ 受付期間内に予算額を超えなかった場合は、12月13日（金）まで先着順で受け付けします。
※ 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。

申請窓口・お問合せ先

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎ (0166) 25-9708



申請から補助金の支払いまでの手順の流れ



申請にあたっての注意事項

- 抽選等により当選となった方は、追加提出書類を定められた期間中に提出してください。
- **必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。**
- 分譲マンション（専有部分）で工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめ御自身でコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- **工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 変更申請書や工事完了報告書には、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じ印鑑で押印してください。
- 一定の要件を満たす改修工事を行う場合は、税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくは次の担当へお問い合わせください。

（担当）固定資産税～旭川市資産税課へ（工事完了後 3 か月以内の申込みが必要）

所得税・贈与税～税務署へ



手続きに必要な書類（補助金申請時，当選後，工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類

①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1-1号）
②工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書
③アンケート	旭川市やさしさ住宅補助制度アンケート用紙

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※当選後，提出期間内に速やかに提出してください。

①付近見取図	工事を行う住宅の場所が分かる地図等
②現状写真	工事箇所を写した写真（おおむね3か月以内）
③工事図面	工事箇所や使用する材料の内容・寸法等がわかる図面
④製品規格・仕様等の資料	使用する材料の仕様や性能などが分かるカタログなど
⑤申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円で交付，おおむね3か月以内のもの）
※改修計画書	※ 次ページ「旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準」の9に該当する工事を行う場合に提出が必要になります。

完了時に必要な書類 ※工事完了後，速やかに提出してください。提出期限：2020年1月31日（金）

①工事完了報告書	補助金交付決定通知書に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	※ 申請時に撮影できなかった部分や隠ぺい部分（工事後に見えなくなる部分）がある場合は，工事着手前や工事中的の写真も必要となります。
③工事請負契約書の写し	※ 契約日は補助金交付決定通知書の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※ 支払いが複数回の場合は，その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	補助金交付決定通知書に同封する所定の用紙（様式第12号）

※ 上記の他にも審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合がありますので御協力願います。

※ 申請書は建築総務課や各支所，地区センター等で配布しています。また，ホームページからもダウンロードできますので御利用ください。

旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準

バ リ ア フ リ ー 化 工 事	1 手すりの設置（下地に強固に取り付けるもの）
	2 屋外スロープの設置（幅が1.2m程度で道路から玄関まで段差がないもの）
	3 床の段差解消，かさあげ，敷居解消
	4 浴室入口の段差解消
	5 階段の改良
	6 滑りにくい床材への変更
	7 住宅内の廊下又は出入口の幅の拡張（概ね85cm以上）
	8 ホームエレベーター，階段昇降機（固定式）の設置
	9 その他高齢者の日常生活の安全性，利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事
	上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 （例）・ 諸経費 ・ 養生，整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去，下地，復旧工事

- ・ 単なる住宅の修理・部材交換は対象になりません。
- ・ 新築，改築，増築（浴室改修など対象工事のバリアフリー化に関連するものは除く）は対象外です。
- ・ 各種調査費，申請手続代行費，工事完成後の延長保証料，収入印紙代などは対象外です。
- ・ 判断が難しい場合は，事前に御相談ください。

【改修計画書の提出について】

改修計画書提出が必要な工事	
<p>「旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準」の1～8に該当しないものであって，対象となる高齢者の身体状況を考慮して，日常生活の安全性，利便性等が向上するバリアフリー化工事（工事基準9に該当するもの）</p>	
改修計画書を作成することができる方	
【福祉系】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級）同等以上の方 <p>（例） ケアマネージャー，実務者研修（ホームヘルパー1級），福祉用具専門相談員，介護福祉士，社会福祉士，福祉住環境コーディネーター3級以上 など</p>
【医療系】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 ・ 准看護師 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士
【建築系】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増改築相談員
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市で実施している高齢者等住宅改善実務者研修会参加者（※） <p>（※） 研修会の参加年度の翌年度から3か年度以内であること。 2019年度については，平成28年度以降の参加者が対象になります。 参加者のうち，名簿の公表に同意していただいた方については，建築総務課のホームページや窓口で氏名等を4月中旬以降に公開します。</p>

旭川市やさしさ住宅補助制度 Q & A

制度の利用に関すること

Q1 工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1 補助金の交付決定前に工事請負契約を結んだり、工事着手した場合は対象外です。
Q2 過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2 過去にこの制度の補助金を受けた年度が平成 20 年度以前であれば再度申請できます。 平成 21 年度以降に利用した住宅は申請できません。補助を受けた方が転居されても同様です。
Q3 誰でも申請できますか。
A3 改修する住宅にお住まいになり、改修工事の契約をされる方が申請者となります。
Q4 「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給制度」や「日常生活用具給付事業」とも併用はできますか。
A4 申請する住宅に要介護等認定者等が居住し、介護保険制度等の支給対象工事となる場合は本制度と併用できません。
Q5 他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A5 同年度に、旭川市で実施する住宅改修補助制度・やさしさ住宅補助制度・住宅雪対策補助制度の併用はできません。その他の旭川市の補助制度等については、対象となる工事を明確に区別できる場合は併用できることがありますので、事前に御相談ください。 国や北海道の補助制度等を利用する場合も同様です。
Q6 リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。
A6 併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q7 指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A7 施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q8 工事請負契約を締結しないで、DIYやホームセンターでの購入等は対象になりますか。
A8 書面による工事請負契約を結ぶものが補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工は対象外です。
Q9 10月に消費税が増税されますが、補助金での取り扱いはどうなりますか。
A9 契約や引渡しのスケジュールによる消費税率で補助金の申請及び見積書の提出を行ってください。

対象となる住宅に関すること

Q10 別居している子が親の住んでいる住宅(親所有)を工事する場合は対象になりますか。
A10 申請時において対象となる住宅に住んでいない方及び 60 歳未満の方が工事請負契約を行う場合は対象になりません。
Q11 店舗部分をリフォームして居住スペースにする場合は対象になりますか。
A11 居住スペースにする工事のうち、補助対象工事基準に適合する工事は対象となります。
Q12 建物の一部が店舗や事務所の併用住宅は対象になりますか。
A12 住宅として利用する部分のバリアフリー化工事は対象となります。

Q13 分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A13 分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
Q14 二世帯住宅は2戸として扱われますか。
A14 1棟の建物が構造上区分されて独立し、それぞれ不動産登記をしている場合は、個別に一戸の住宅として申請することが可能です。内部で往来が可能な住宅は1戸の住宅として扱います。
Q15 複数の施工業者に分けて発注する場合は対象になりますか。
A15 施工業者が複数いる場合は、それぞれの見積書を全て添付してまとめて申請してください。

申請時の提出書類に関すること

Q16 見積書は補助対象部分とその他に分ける必要がありますか。
A16 補助対象工事と補助対象外工事は、数量・金額を明確に分けてください。仮設工事など数量が区分できない一式計上の項目は、全体工事費を対象工事費と対象外工事費で金額案分してください。
Q17 郵送による申込みはできますか。
A17 申請時に提出書類の内容を確認するため、郵送での申込みは受け付けていません。
Q18 申請などの手続は申請者本人がいかなければいけませんか。
A18 他の方が代行しても支障ありませんが、必ず申請者御本人が内容を確認した上で提出してください。

対象となる工事に関すること

Q19 トイレやお風呂を増設する場合は対象になりますか。
A19 原則、対象外とします。 ただし、高齢者が利用する寝室の近くへの増設など、高齢者の日常生活の向上に効果があるものは対象となる場合がありますので御相談ください。なお、この場合は、補助対象工事基準「9 その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事」としますので、当選した場合は「改修計画書」の提出が必要になります。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やりフォームに関する心配事や疑問などの相談を受けることができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100
（受付：10:00～17:00 土日祝日年末年始を除く）

（ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。PHSや一部のIP電話などでつながらない場合は03-3556-5147を御利用ください。）

旭川市やさしさ住宅補助金 申請の御案内

「旭川市やさしさ住宅補助金」の申請に必要な書類が綴られています。
 「旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内」（パンフレット）を御覧になった上で、次の
 必要書類を御用意ください。

《 申請時に提出する書類 》

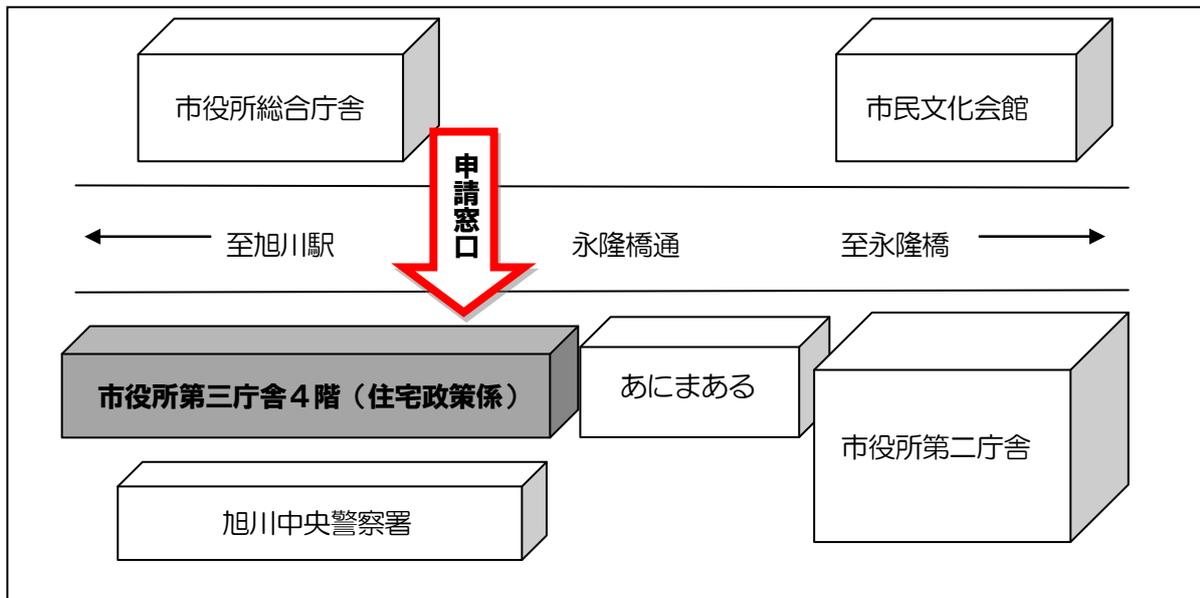
チェック <input type="checkbox"/>	旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書 [様式第 1 号]	【(①-例)参照】
<input type="checkbox"/>	施工業者が作成した改修見積書（原本） ※ 施工業者の押印があるもの。 ※ 見積有効期限が抽選日以降のもの。 ※ 値引きがある場合は消費税の算出前に引いてあること。	【(②-例)参照】
<input type="checkbox"/>	旭川市やさしさ住宅補助制度申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。



補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《お問合せ》 旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市役所 第三庁舎 4 階
 建築部 建築総務課 住宅政策係 電話 25-9708





2019年度 旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

捨印を押してください。

(申請書を提出する日) 年 月 日

鉛筆や消えるボールペンやスタンプ式の印鑑は
使用しないでください。

※太枠の中を記入してください。

〒 070 - 0036	フリガナ アサヒカワ タロウ	年齢
住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名 旭川 太郎 印	60 歳
電話(携帯)番号 0166 - 〇〇 - 〇〇〇〇	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	
メールアドレス(任意)	@	

旭川市
また、
「介護保
会を行

日中に連絡可能な電話(携帯)番号を記入してください。
メールでの連絡を希望される場合は、メールアドレスの
記入もお願いします。

関係書類を添えて申請します。
、私及び同居者の「住民票」、
関係部局及び他の官公署に照

今回の工事を行う建築関連事業者 (施工業者)	
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	事業者名 株式会社 〇〇〇〇
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名 (電話番号) 事務所TELもしくは担当の携帯TEL

バリアフリー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 手すりの設置	<input type="checkbox"/> 外スロープの設置
<input type="checkbox"/> 3 床の段差解消・か	<input type="checkbox"/> 出入口の段差解消
<input type="checkbox"/> 5 階段の改良	<input type="checkbox"/> 6 滑りにくい床材への変更
<input type="checkbox"/> 7 廊下・出入口の幅の拡張	<input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター・階段昇降機の設定
<input type="checkbox"/> 9 その他 ()	

補助申請する工事の該当箇所
全てに をつけてください。

	区 分	金 額	※ 審 査 欄
補助申請額 ※税込み	住宅改修工事費(総工事費)	864,000 円	円
	補助対象工事費(30万円以上)	783,359 円	円
	補助申請額(一律10万円)	100,000 円	円

※ 備 考	受付番号
補助申請額は、一律10万円になります。	

※裏面の記入もあります。

目安で構いませんので抽選日以降の日付を記入してください。

工事予定期間	(抽選日以降の日付) 2019年 8月22日 ~ 2019年 8月31日		
工事を行う住宅	所在地	現在, 工事を行う住宅に住んでいますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい	
	建築年数	築 40 年	建て方 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅※
	居住年数	40 年	過去に行ったリフォームの回数 2 回
制度利用状況	過去 10 年度以内(平成 21 年度以降)に「旭川市やさしさ住宅補助制度」を利用したことがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> ない		
	今年度に「旭川市住宅改修補助制度」または「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない		
	国, 北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する		
	(助成制度等の名称)		
(工事内容)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「する」場合は, 工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前に御相談ください。 </div>		
申請者の世帯状況	世帯人員		
	種別 (該当者がいる場合)	<input type="checkbox"/> 要介護(要支援)認定者 氏名 _____ <input type="checkbox"/> 身体障害者(肢体または体幹機能障害 3 級以上) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 要介護等認定者の方や身体障がい者の方がいるなどの場合は, 該当する方のお名前を記入してください。 氏名 _____ </div>	

※「併用住宅」とは, 居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は, 申請者が所有していますか。 所有している 所有していない

土地・建物工事承諾書

私(ども)は, 申請者が私(ども)名義の 土地・建物 について, 「旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

(土地・建物所有者・管理組合等)

申請する土地建物の所有者が申請者と異なる場合や分譲マンションの場合などには, この承諾書に記名・押印が必要です。 (による署名,捺印をお願いします。)	申請者が所有している場合は記入不要です。
住所	氏名
電話番号	印

- (注1) 申請者又は高齢者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団, 又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は, 補助金の交付は受けられません。
- (注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は, 補助金の交付決定を取り消すことや, 補助金の返還を命ずることがあります。

②一例

(工事見積書 記載例)

作成日 年 月 日

住宅リフォーム工事
御見積書

施工業者の押印があるものを提出してください。

住所 (申請者住所)

氏名 (申請者名) 様

有効期限は、
抽選日以降としてください。
申請書記載の工期と整合させてください。

見積書有効期限：〇〇年〇月〇日

請負者名	
代表者	印
住所	

工事項目	摘要	数量	単価	金額	補助申請部分		
					数量	単価	金額
1.手すりの設置工事							
手すり (I型)	〇〇〇	2本	□□□	*****	1式	□□□	*****
養生費		1式			1式	□□□	*****
エンドキャップ	〇〇〇	4コ	□□□	*****	10枚	□□□	*****
ブラケット	〇〇〇	6コ	□□□	*****	18㎡	□□□	*****
取り付け金具	〇〇〇	2セット	□□□	*****	5枚	□□□	*****
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
2.洗面台ユニット取付工事							
洗面台ユニット本体取付	〇〇〇	1式	□□□	*****			0
既存洗面台取外	〇〇〇	1式	□□□	*****			0
養生	〇〇〇	1式	□□□	*****			0
廃材処理費	〇〇〇	1式	□□□	*****			0
小計				968,000			,820,320
諸経費	値引きがある場合は、 消費税を算出する前に計上して下さい。						82,031
合計							902,351
値引き				△4,800			△4,068
再計	申請書の 【住宅改修工事費(総工事費)】 に記入する金額			1,060,000			83
消費税				84,800			62
合計				1,144,800			970,145

材料がある場合など、数量「1式」は原則認められません

補助対象外工事を除く

申請書の【①補助対象工事費】に記入する金額

消費税は工期や引渡の時期による税率で計算してください。

申し直していただく場合がありますので、御注意ください。
(不明確である、など)

②一式計上(諸経費、値引き等)の補助申請額は原則、全体工事費との金額案分としてください。
※補助交付額の算定は、全体工事費との金額案分で行います。



2019年度 旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先)旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者(工事の契約者) ※申請日時点で60歳以上の方		
〒 -	フリガナ	年齢
住所	氏名 印	歳
電話(携帯)番号 - -	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	
メールアドレス(任意)	@	

旭川市やさしさ住宅補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。
 また、担当部局が申請内容の確認のために、他の助成制度の利用状況や、私及び同居者の「住民票」、
 「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う建築関連事業者(施工業者)			
〒 -	事業者名		
住所	(電話番号)		
担当者・連絡先 (担当)			
バリアフリー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください。			
<input type="checkbox"/> 1 手すりの設置	<input type="checkbox"/> 2 屋外スロープの設置		
<input type="checkbox"/> 3 床の段差解消・かさあげ・敷居解消	<input type="checkbox"/> 4 浴室入口の段差解消		
<input type="checkbox"/> 5 階段の改良	<input type="checkbox"/> 6 滑りにくい床材への変更		
<input type="checkbox"/> 7 廊下・出入口の幅の拡張	<input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター・階段昇降機の設置		
<input type="checkbox"/> 9 その他 ()			
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	住宅改修工事費(総工事費)	円	円
	補助対象工事費(30万円以上)	円	円
	補助申請額(一律10万円)	100,000円	円
※備考欄			受付番号

※裏面の記入もあります。

工事予定期間	(抽選日以降の日付) 年 月 日 ~ 年 月 日			
工事を行う住宅	所在地	現在, 工事を行う住宅に住んでいますか。 <input type="checkbox"/> はい		
	建築年数	築 年	建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅※
	居住年数	年	過去に行った リフォームの回数	回
制度利用状況	過去 10 年度以内(平成 21 年度以降)に「旭川市やさしさ住宅補助制度」を利用したことがありますか。 <input type="checkbox"/> ない			
	今年度に「旭川市住宅改修補助制度」または「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない			
	国, 北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する			
	(助成制度等の名称)			
(工事内容)				
申請者の世帯状況	世帯人員	人		
	種別 (該当者がいる場合)	<input type="checkbox"/> 要介護(要支援)認定者 氏名		
		<input type="checkbox"/> 身体障がい者(下肢また体幹機能障害 3 級以上) 氏名		
		<input type="checkbox"/> 難病患者 氏名		

※「併用住宅」とは、居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は、申請者が所有していますか。 所有している 所有していない

土地・建物工事承諾書

私(ども)は、申請者が私(ども)名義の 土地・建物 について、「旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

年 月 日 (土地・建物所有者・管理組合等)

※本人による署名,捺印をお願いします。
(分譲マンションの場合は、管理組合等による署名,捺印をお願いします。)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____ - _____

- (注1) 申請者又は高齢者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団, 又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。
- (注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を命ずることがあります。

8 工事業者に求めることとして、一般的な建築知識のほかにありますか？

- ① 高齢者の身体状況を考えた改善工事の知識があり、様々な提案ができること。
- ② 介護保険制度などの福祉サービスに関する知識や提案ができること
- ③ 住宅リフォームに関する工事の知識や経験があれば十分
- ④ その他 ()

9 高齢者に対して住みやすい住環境を提案できる工事業者を市役所が登録し、紹介することについてどう思いますか？

- ① 高齢者の住宅改善に対して知識を持つ工事業者の情報が入手できて良い
- ② 自分で工事業者を探すから特に必要ない
- ③ その他 ()

10 自宅のバリアフリー改修は、いつ行えば良いと思いますか？

- ① 介護が心配になってから行う方が良い
- ② 介護が心配になる前に行う方が良い
- ③ わからない ④ その他 ()

11 将来、自立生活に不安を感じたり、介護が必要になったら、見守り等のサービスが付いた住宅や介護が受けられる施設に住み替えたいと思いますか？

- ① 住み慣れた「自宅」で暮らし続けたい
- ② 見守りや生活相談等の「サービスが付いた高齢者向け住宅」に住み替えたい
- ③ 介護が付いた「高齢者施設」に住み替えたい
- ④ わからない ⑤ その他 ()

12 受付回数はどうでしたか？

- ① 2回がよい ② 1回がよい
- ③ その他 ()

御協力ありがとうございました

知っていますか？ 改善する際に注意しましょう！

- 手すりの役割について
横手すりは移動のためのものです。
縦手すりは段差部をまたいだり、ドアを開閉するときのものです。
- 手すりの最適な高さは使用する人によって違います。
- 手すりの取付位置はマニュアル等の寸法のまま取り付けないで、**必ず対象者の身体能力や身体に合わせて取り付けましょう。**
特に立ち座り用の手すりは、必ず対象者に座ってもらい、立ち上がりやすい位置を確認してください。
- 厚みのあるカーペットは歩く時につまづいたり、車いすが移動しづらいなどの問題があります。ただし、必ずしもフローリングが一番良いとは限りませんので、他の床材と比較して十分に検討してください。

【出典：特定非営利活動法人 住まいるイン旭川の高齢者住宅改善マニュアル（改訂第3版）】

2019年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内 (マンション共用部分バリアフリー化)



高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて分譲マンションの管理組合が、マンション共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

対象 マンション

- ◆ 市税の滞納がない60歳以上の方(対象者)が1人以上住んでいて5戸以上の住戸数を有する分譲マンションであること
- ◆ 管理組合の規約が定められていること
- ◆ 共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその経費について、管理組合の総会等で決議されていること
- ◆ マンション新築時の建築確認が、北海道福祉のまちづくり条例施行前(平成10年3月31日以前)に行われたものであること

対象工事

- ◆ マンション共用部分のバリアフリー化工事
(手すりの設置、段差の解消、出入り口の拡幅、スロープ・エレベーターの設置など)
 - ※ 補助対象工事費が30万円以上の工事から申込みできます。
 - ※ 既存エレベーター等の更新・改修工事は対象外です。

- ※ 分譲マンションとは、2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものをいいます。
- ※ 対象工事の詳細については「共用部分バリアフリー化対象工事基準」を御覧ください。
- ※ 補助金交付決定後に、市内に営業所等を置く建築関連事業者と工事請負契約・着工する工事が対象です。
- ※ 下に該当する工事は対象になりません。

- ・ すでに工事請負契約や着工をしている工事
- ・ 国や北海道などで実施する補助制度を利用する場合、その制度で補助を受ける工事

補助金額

- ◆ 補助対象工事費の1/3で、上限50万円(千円未満切捨)

募集内容

【受付期間】 2019年7月1日(月)~7月12日(金)

【募集予算額】 100万円 【抽選日】 7月19日(金)

※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。

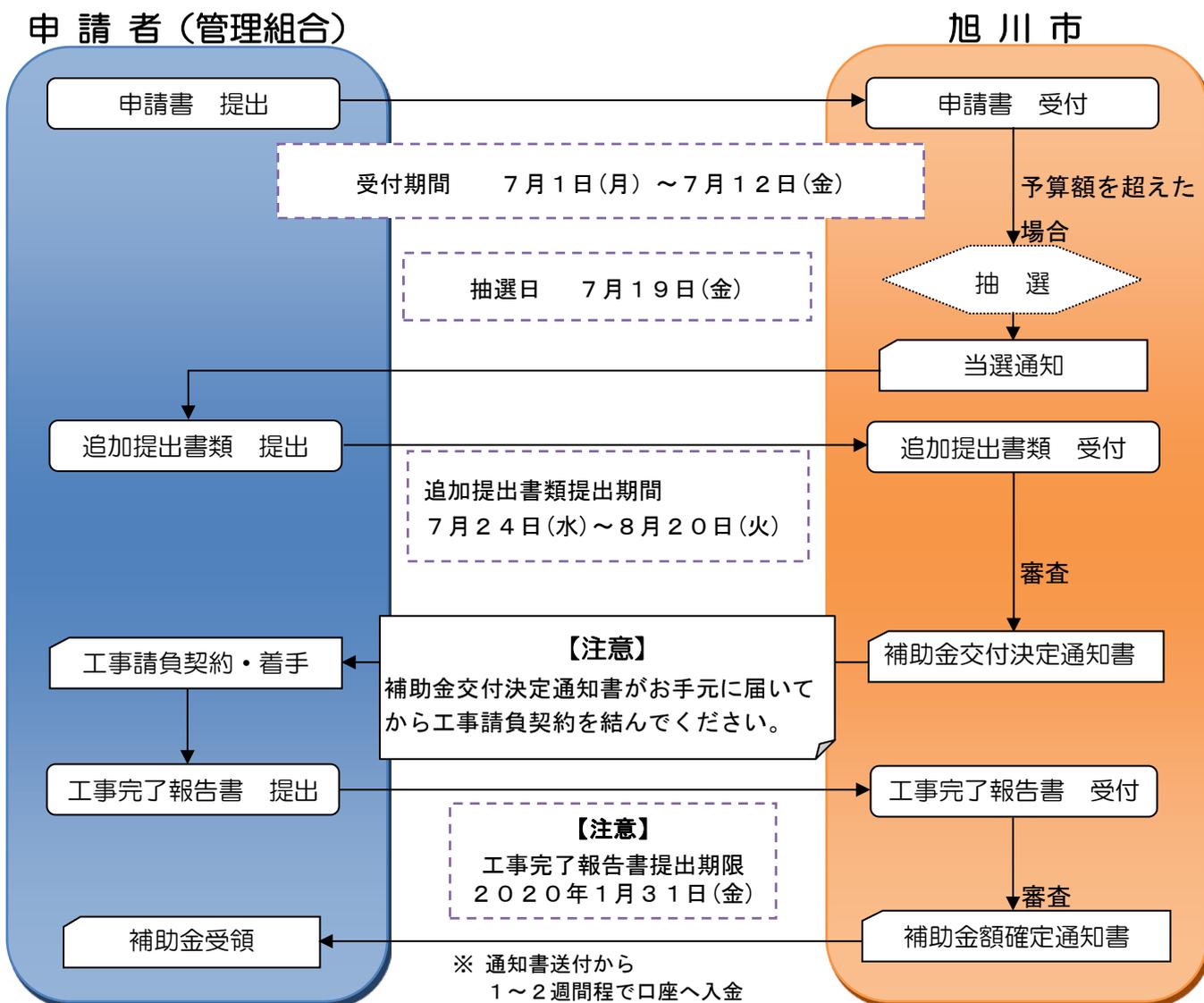
- ※ 受付期間内に予算額を超えなかった場合は、12月13日(金)まで先着順で受付します。
- ※ 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。

申請窓口・お問い合わせ

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎ (0166) 25-9708



申請から補助金の支払いまでの手順の流れ



申請にあたっての注意事項

- 申請書類の内容を審査したうえ、補助金交付決定通知書をお送りします。
- 必ず、補助金交付決定通知書が届いてから、書面で工事請負契約を締結し着手してください。**
- 申請された書類の内容に不備や虚偽がある場合など、補助金を交付できない場合があります。
- 提出された書類は返却できませんので必要な書類はあらかじめ御自身でコピーをお取りください。
- 工事完了報告書など、交付決定後も押印を必要とする書類がありますので、申請書に押印したものと同一印鑑をお使いください。

長期修繕計画を作成・見直しましょう

建物（マンション）は、経年とともに劣化していきます。こうした経年劣化に対して、外壁補修や屋上防水、給排水取替などの大規模修繕工事を適宜適切に実施していくことが大切です。この大規模修繕工事の実施時期、工事内容及び必要経費等を示す計画が長期修繕計画になります。管理組合が長期修繕計画を作成しないと将来にわたってマンションの快適な居住環境の確保や資産価値の維持・向上を図ることが困難となります。

また作成するだけでなく、長期修繕計画を適切な内容とするために、建物・設備の劣化状況や材料・工法の変化、社会経済情勢による工事コストの変動などを踏まえ、5年程度ごとに調査・診断を行い、その結果に基づいて見直すことが必要です。



手続に必要な書類（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類

①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1-2号）
②工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書

当選後に必要な書類（追加提出書類）

※当選後、提出期間内に速やかに提出してください。

①付近見取図	工事を行う分譲マンションの場所が分かる地図等
②現状写真	工事箇所を写した写真（おおむね3か月以内）
③工事図面	工事箇所や使用する材料の内容・寸法等がわかる図面
④製品規格・仕様等の資料	使用する材料の仕様や性能などが分かるカタログなど
⑤申請者及び高齢者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円で交付、おおむね3か月以内のもの）
⑥建築確認日及び 住戸数を確認できる書類	マンション新築時の確認済証及び検査済証、 分譲時のパンフレットなど
⑦管理組合同規約	分譲マンションの管理規約
⑧管理組合の総会決議書等の写し	共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について 決議されたことを証する書類
※管理組合の代表者であることを 証する書類	管理組合の総会決議書等に代表者の氏名が記載されていない場合は、 現理事長を選任した際の議事録の写しなどが必要です。
※管理組合の役員名簿	法人格を持つ管理組合の場合、代表者及び役員の方の名簿 （様式第1-2号別添）が必要です。

完了時に必要な書類

※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：2020年1月31日（金）

①工事完了報告書	補助金交付決定通知書に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	※ 申請時に撮影できなかった部分や 隠ぺい部分（工事後に見えなくなる部分）がある場合は、 工事着手前や工事中の写真も必要となります。
③工事請負契約書の写し	※ 契約日は補助金交付決定通知書の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※ 支払いが複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	補助金交付決定通知書に同封する所定の用紙（様式第12号）

※上記の他にも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合がありますので御協力願います。

※申請書は建築総務課や各支所、地区センター等で配布しています。また、ホームページからもダウンロードできますので御利用ください。

マンション共用部分バリアフリー化工事 対象工事基準

1 手すりの設置

- ・共用部分及び敷地内の通路等に新たに手すりを設置するものであること。
- ・端部付近及び必要な箇所に表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。

2 スロープの設置又は改良

- ・次に掲げる構造の傾斜路を新たに設置又は改修により適合させるものであること。ただし、第7号から第10号については、当該傾斜路が北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2第7項の規定による主たる利用経路（以下「主たる利用経路」という。）である場合に限る。
 - (1) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - (2) 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分の両側に手すりを設けること。当該手すりの端部付近及び必要箇所に表示を行い、端部が突出しない構造とすること。
 - (3) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (4) 傾斜路は、踊り場及び当該傾斜路に接する周囲の廊下等と識別しやすいものとする。
 - (5) 傾斜路の上端及び下端に近接する部分及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がない場合は、この限りでない。
 - (6) 傾斜路の縁部は、壁面又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
 - (7) 幅は150センチメートル以上であること（階段併設の場合は120センチメートル以上。）
 - (8) 勾配は12分の1を超えないこと。（敷地内の通路の場合は15分の1（消融雪装置を設けていない場合は20分の1）を超えないこと。）
 - (9) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏面が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - (10) 直接地上へ通じる出入口に接する部分には、屋根若しくはひさし又は消融雪装置を設けること。

3 廊下、通路、出入口の幅の拡張

- ・拡張後の通路の幅が、120センチメートル（当該通路が主たる利用経路である場合は、180センチメートル）以上となるものであって、床の表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものであること。
- ・拡張後の開口部の幅が、90センチメートル以上となるものであること。（当該出入口が直接地上に通ずる出入口である場合は、120センチメートル）
- ・戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他高齢者、障がい者等が円滑に開閉し通行可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。
- ・戸にガラスを使用するときは、安全な材質とすること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ・廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置を講ずること。

4 自動式引き戸又は手動式引き戸への改修

- ・改修後の開口部の幅が90センチメートル（直接地上に通ずる出入口である場合は、120センチメートル）以上となるものであること。
- ・自動的に開閉する構造その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。
- ・戸にガラスを使用するときは、安全な材質とすること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者等の衝突を防止するための措置を講ずること。

5 滑りにくい床材への変更

- ・床の表面を、粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものであること。
ただし、工事前の床の表面が粗面又は滑りにくい材料で仕上げられている場合を除く。

6 階段蹴込み板及び滑り止めの設置

- ・共用の階段に新たに蹴込み板及び階段滑り止めを設置するものであること。

7 エレベーターの設置

- ・北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2第7項カに規定するエレベーターの構造に適合するものを新たに設置するものであること。

8 段差解消機の設置

- ・乗降部に段差がなく、平成12年建設省告示第1413号第1第九号に適合するものであること。

9 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事

10 その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事

※上記工事の技術的基準は、原則として北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2の基準による。

※屋上、機械室への階段等の住戸の出入りに使用しない場所（避難場所に指定されている場所を除く。）に設置するものや、既設の取替え・修繕は対象外。